

■第388回食品安全委員会

日時：平成23年6月30日（木）13：58～14：55

傍聴者：13名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

1）新開発食品1品目 サラシア100

・消費者庁から説明。

・本件について新開発食品専門調査会において審議することとなった。

*ネオコトラーノールを関与成分とし、食後の血糖値が高めの方、食事に含まれる糖質が気になる方に適する旨を特定の保健の目的とする錠菓形態の食品です。

（2）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見について

1）農薬「スピロメシフェン」に係る食品健康影響評価について

・「スピロメシフェンの一日摂取許容量（ADI）を0.022mg/kg体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*殺虫剤で、トマト、りんご、茶等に使用します。ぶどうへの適用拡大申請及び魚介類への残留基準の設定要請がされています。

2）農薬「フルジオキシニル」に係る食品健康影響評価について

・「フルジオキシニルのADIを0.33mg/kg体重/日と設定する。」「遺伝毒性については、復帰突然変異試験及びSOS Chromotestで陽性との文献報告があったが、追加の復帰突然変異試験及びin vivoでのすべての試験結果が陰性であったため、フルジオキシニルに生体において問題となる遺伝毒性はないものと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*殺菌剤で、稲、にら、ぶどう等に使用します。ピーマン、すいか、にんじんへの適用拡大申請への残留基準の設定要請がされています。

また、遺伝毒性試験の文献とそれに関する確認試験の結果に伴う意見聴取がされています。

3）農薬「ピリダベン」に係る食品健康影響評価について

・「ピリダベンのADIを0.005mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*殺虫剤で、かんきつ類、きゅうり等に使用し、ミニトマトへの適用拡大申請がされています。

ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

4）農薬及び動物用医薬品「オキシリニック酸」に係る食品健康影響評価について

・「オキシリニック酸のADIを0.021mg/kg体重/日と設定する。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*殺菌剤で、稲、たまねぎ、キャベツ、もも等に使用し、今回、だいこん、さんとうさい、レタス、ねぎ、パセリ、ネクタリン及び小粒核果類への適用拡大申請がされています。

5）遺伝子組換え食品等「pCoi株を利用して生産されたプロテアーゼ」に係る食品健康影響評価について

・「『遺伝組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準』（平成16年3月25日食品安全委員会決定）の「第1章総則」中「第3 対象となる添加物及び目的」のうち、「組換え体と同等の遺伝子構成を持つ生細胞が自然界に存在する場合」に該当することから、本基準の対象ではなく、安全性評価は必要ないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。

*タンパク質の加水分解に使用される食品添加物です。

6）新開発食品「トリグリティー及びミドルケア粉末スティック」に係る食品健康影響評価について

・「提出された資料の範囲においては安全性に問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（消費者庁）へ通知することとなった。

*モノグルコシルヘスペリジンに関与成分とし、脂肪が多い食事を摂りがちな方、血中中性脂肪が高めの方に適する旨を特定の保健の目的とする粉末清涼飲料形態の食品です。